

学校いじめ防止基本方針

館山市立第三中学校

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、すべての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめがおこなわれなくなるようにするための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

1 本校のいじめ問題に対する基本理念

- (1) いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利だけでなく、人権を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。学校は、いじめを受けた生徒の生命・心身の保護を最優先する。
- (2) いじめは、どの生徒・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係と言える生徒はいない。学校は、全生徒をいじめの問題に関わる対象ととらえる。
- (3) いじめの問題は、教職員等が一人で抱え込む問題ではなく、家庭・地域や関係機関と連携し、教職員が一丸となって組織的に対応するべきものである。

2 校内いじめ対策組織について

- (1) 名称 校内いじめ防止対策委員会
- (2) 構成員 ◎校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・適応指導担当職員
教育相談担当職員・各学年主任・部活動主任
養護教諭・スクールカウンセラー・市教委指導主事
訪問相談担当教員（14名）
- (3) 会議開催 毎月1回及び随時（いじめやいじめの疑いがあった場合）
- (4) 内容 ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組や計画の作成・実行とそれらの検証・修正及び基本方針の見直し
・いじめやいじめの疑いの相談・通報の窓口（全職員）
・いじめやいじめの疑いに関する情報について、それに関わる生徒の現状と情報の共有化や指導の方針・共通指導事項の共通理解
・生徒指導上の問題を持つ生徒について、現状と情報の共有化や指導の方針・共通指導事項の共通理解
- (5) 事務局 ◎教頭・生徒指導主事・教務主任・適応指導担当職員
教育相談担当職員・養護教諭・スクールカウンセラー
※組織の中核（会議の運営）

3 いじめの未然防止について

(1) いじめ防止の環境づくり

- ・生徒会の活動方針の中に、いじめ防止（撲滅）を位置づける。
- ・生徒会の活動として、いじめ防止のポスター作成・掲示。
- ・教職員の生徒の呼び方を「〇〇さん」とする。（呼び捨てをしない）
- ・情報モラル教室の開催。

(2) 「わかる授業」の展開

- ・セルフチェックシートによる授業の自己評価を実施。
- ・授業後の成果・課題と改善方法の年間指導計画への記録。
- ・指導記録簿における教職員の実質的有効活用と管理職の指導の充実。
- ・「授業練磨の公開日」等を活用した教材研究と指導案検討による校内研修の充実。

(3) 道徳教育・体験活動の充実

- ・道徳の授業の完全実施とともに授業の相互参観による道徳授業の充実を図る。
- ・映像教材の積極的活用を図る。
- ・あいさつ運動を通して、「愛される三中」づくりの推進。
- ・「気づき」・「協力」・「思いやり」の清掃活動の充実。
- ・「花いっぱい」運動の実施。
- ・異学年交流の実施。（シスター合唱・スポーツ集会・給食 等）
- ・学級活動として、ソーシャルスキルトレーニングの実施。

(4) いじめ防止の啓発活動

- ・生徒会主催の集会等で、いじめ防止を訴える企画を実施。
- ・人権作文の積極的な応募。

(5) 指導方針等の周知

- ・学校は、いじめに対して厳正に対応することを生徒と家庭へ、たよりの配布とPTA総会や懇談会にて周知。
- ・学校は、いじめの軽重に関わらず、関係生徒の保護者へ事実と指導について連絡をすることを生徒と家庭へ、たよりの配布とPTA総会や懇談会にて周知。
- ・学校は、いじめの行為が犯罪として取り扱うべきものや生徒の生命、身体、財産に重大な被害が生じるものと判断できる場合は、いじめを受けた生徒を徹底して守り通すという観点から、警察と連携した対応をとることを、生徒と家庭へたよりの配布とPTA総会や懇談会にて周知。

4 いじめの早期発見と相談・通報について

- (1) 定期的なアンケート調査・教育相談・面談等の実施
 - ・生徒を対象に年3回のアンケート調査と集計分析。
 - ・教育相談旬間等の設定と生徒への積極的関わりの推進。
 - ・生活ノート等を活用し、生徒の情報をいち早くキャッチして問題を職員間で共有する。
 - ・生徒との面談、保護者面談等を実施し、いじめの早期発見・相談に努める。
- (2) 授業時間・休み時間・放課後等の観察
 - ・可能な限り、休み時間や放課後の生徒の様子を観察する。
 - ・「おかしい」「もしかしたら」「このままだと」と思った場合は、すぐに学年内・校内いじめ防止対策委員会で情報を共有する。
 - ・部活動での生徒の状態について、学年職員・校内いじめ防止対策委員会で常に情報を共有する。
- (3) いじめに関する窓口の常設
 - ・校内いじめ防止対策委員会事務局に身近な職員を窓口として、相談活動の推進を図る。
 - ・「心のとびら」（相談箱）を設置し、いじめに関わる情報の収集と把握に努める。
 - ・全教職員自身がいじめに関する窓口であるという自覚を持つとともに、生徒・保護者へ全教職員がいじめに関する窓口であることを周知する。
 - ・生徒がいじめに関わる事案を校内で相談できない場合に対応できるように、「館山市いじめ相談室（TEL 0120-105-783）」の存在を保護者を含め、周知する。
- (4) いじめの早期発見と対応に関する研修の実施
 - ・いじめ防止対策や対応に関わる研修を校内研修に位置付け、計画的に実施する。
 - ・事例検討会を実施し、防止対策や対応に関わる研鑽を積む。
 - ・Q-Uテストの結果を分析し、いじめ事案等の早期発見に努め、また、それに基づいた対応を行うことで早期解決を目指す。

5 いじめを認知した場合の対応について

- (1) いじめ事案に関わる聞き取り
 - ・いじめを受けた生徒、いじめを行った生徒、その周辺にいたと思われる生徒個々から担任等が、いじめ事案に関わる状況を聞き取り、事実確認を確実にを行うとともに、記録に残す。なお、聞き取り時には生徒の心身の状態の把握に努め、適切な対応を行う。
- (2) いじめを受けた生徒の安心安全の確保と支援体制の構築
 - ・聞き取りにより確認した内容に基づき、いじめを受けた生徒の希望を考

慮しながら、校内いじめ防止対策委員会は安心安全の確保の方法（いじめを行った生徒への指導・いじめを行った生徒との隔離・いじめを行った生徒の保護者への指導の依頼 等）を検討し、すぐに実行する。

- ・校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた生徒の安心安全を確保し続けるための支援体制（事務局が中心となって、担任等とともに、監視・相談体制の説明・保護者の協力依頼 等）をすぐに構築する。その際、いじめを受けた生徒とその保護者の了解を得る。

(3) 家庭や関係機関、専門家との協力体制の構築

- ・関係生徒の保護者へ当該いじめ事案に関わる事実を、保護者へ説明するとともに、家庭の協力を依頼する。
- ・必要に応じて、関係機関（教育委員会・こども課・警察 等）へ協力を要請する。

(4) いじめを受けた生徒及びその保護者のケアや支援

- ・いじめを受けた生徒の安心安全を確保し続けるための支援体制を維持するとともに、いじめを受けた生徒の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができるようにする。
- ・いじめを受けた生徒の保護者のその後の相談にも真摯に対応することを伝えるとともに、今後の指導内容・方法について、いじめを受けた生徒とその保護者と協議し、その結果に基づき指導を行う。

(5) 再発防止のための指導・啓発

①いじめを受けた生徒へ

- ・いじめを受けた生徒の心的な被害の改善のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談機関等への教育相談ができることを積極的に声掛けする。
- ・いじめを行った生徒からのいじめを受けないように措置をするとともに、同じ生徒からいじめや何らかの威圧を受けた場合やその不安を感じた場合は、身近な職員へすぐに知らせるように指示するとともに、いじめを受けた生徒の安心安全を確保するために十分な対応をするという意思をはっきりと伝える。

②いじめを行った生徒へ

- ・「いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある」ことを確実に伝え、自分のしたことを反省する機会を設ける。
- ・当該生徒の保護者にいじめを行った事実と家庭の協力を求めること・必要に応じて関係機関へ連絡することをわかり伝え、自分のしたことの重大性を感じさせる取組を行う。
- ・「いじめ」について、その行為そのものは許されるものではないが、当該生徒のケアや支援のために、養護教諭やスクールカウンセラー、相談

機関等への教育相談等を積極的にはたらきかける。

③傍観していた生徒

- ・「いじめは、どの生徒・どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係と言える生徒はいない。学校はいじめの問題にかかわる対象を全生徒と考える」ことを、傍観していた生徒へしっかり伝え、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。
- ・「いじめゼロ宣言」を活用し、「はなす勇氣」について、相談、通報は適切な行為であり、いじめ撲滅に向け学校の一員として学校全体で取り組んでいくことを確認する。

(6) いじめ事案に関わる情報提供

- ・「いじめゼロ宣言」を活用し、「話す勇氣」について、相談、通報は適切な行為であることを説明し、どんな些細なことでも情報を提供するよう働きかける。
- ・校内いじめ防止対策委員会事務局は、いじめの状況によって、関係機関に連絡し、情報提供を行い情報の共有化を図る。

(7) 具体的ないじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

6 いじめによる重大事態への対処について

(1) 重大事態とは

- ①生命・身心又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
 - ②相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき
- | 【生命・身心又は財産に重大な被害】 | 【相当な期間】 |
|----------------------|---------|
| ・生徒が自殺及び自傷行為を図ろうした場合 | ・年間30日間 |
| ・身体に重大な傷害を負った場合 | |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | |
| ・精神性の疾患を発症した場合 | |

(2) 報告と対応

- ①校長は、重大事態の発生について、市教委を通じて市長（教育長）へ迅速に報告する
- ※生徒・保護者から「いじめにより重大事態に至った」との申し出があ

った場合は、重大事態か否かの判断に関わらず、報告する。

第1報【認知・申立て受理後の連絡経路（迅速に行う）】

発見者・受理者→ 担任 → 学年主任 → 生徒指導主事
→ 教頭・校長 → 市教委 → 教育長・市長
→ （必要に応じて）医療機関・警察関係機関 等

第2報【第1報後の書面を通じた連絡経路】

校長・教頭 → 担当者へ報告書作成指示 → 校長 → 市教委

報告書内容：①いつ（いつ頃から） ②誰が ③誰から ④どんないじめ ⑤認知後の学校の対応（誰が、誰に、どんな対応をして、どんな結果になったか、今後の対策をどうするか（当該生徒・その他生徒・保護者））等

※いじめを受けた児童生徒の身体的状態によっては、事故報告も提出する。（事故報告の第1報を含む）

作成手順：担当者の聞き取り等→事実の確認→教頭（報告書作成）
→校長の確認

②校内いじめ防止対策委員会は、いじめを受けた児童生徒の安心安全の確保を優先し、「5 いじめを認知した場合の対応について」に基づいて、迅速な対応を行う。

(3) 調査

①調査主体＝学校の下組織

i：名称 館山市いじめ問題対策委員会

ii：構成員 ◎市教委学校教育課長・主任指導主事・指導主事
当該校教頭・生徒指導主事・教務主任
市こども課家庭相談員・スクールカウンセラー 等

②調査方法 ・いじめを受けた生徒からの聞き取り
・いじめを行った生徒からの聞き取り
・関係した生徒、見ていた生徒等からの聞き取り 等
・個人的な関係によるものでない場合、アンケート調査

③調査内容 i：いつ（いつ頃から） ii：誰が iii：誰から
iv：どんな v：いじめを生んだ背景・事情
vi：生徒の人間関係 vii：認知後の学校の対応 等

7 公表，点検，評価等について

(1) 学校いじめ防止基本方針の公表

- ・学校のホームページに学校いじめ防止基本方針の概要を掲載する。
- ・学校いじめ防止基本方針を掲載した学校たよりを作成し、各家庭へ配布する。
- ・PTA総会，懇談会等を利用して、学校いじめ防止基本方針を紹介する。

- (2) いじめ事案への取組の評価・分析
 - ・生徒及び保護者対象のアンケート調査と集計分析。
 - ・学校評議員による取組の評価と分析。
- (3) 学校いじめ防止基本方針の見直し
 - ・学校のホームページ等から学校いじめ防止基本方針に対する意見を求める。
 - ・生徒及び保護者対象のアンケート調査の分析や学校評議員の評価と校内でまとめたいじめ事案への取組についての成果と課題をもとに，学校いじめ防止基本方針を見直し，公表する。

8 その他

- (1) この「学校いじめ防止基本方針」に示されるものの他，「学校いじめ防止基本方針」に必要な事項は，校内いじめ防止対策委員会が中心となり，校内で十分に検討し，校長の責任において定める。
- (2) この「学校いじめ防止基本方針」を改訂した場合は，改訂日を記載し，改訂後の「学校いじめ防止基本方針」を速やかに公表する。

この「学校いじめ防止基本方針」は平成26年3月1日から運用する。